

平成23年10月14日
防 衛 省

「幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令等の一部を改正する訓令案」
に対する意見募集の結果について

「幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令等の一部を改正する訓令案」につきましては、平成23年7月21日から同年8月20日までの間、御意見を募集したところ、1通（1件）の御意見をいただきましたので、当該御意見とそれに対する当省の考え方を別紙のとおり御報告致します。

また、「幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令等の一部を改正する訓令案」につきましては、平成23年10月13日に制定したことを併せて御報告いたします。（平成23年防衛省訓令第37号。添付ファイル参照）

なお、第1条に規定している薬剤科幹部候補生の採用要件及び第2条第1項第1号に規定している受験要件に誤りがありましたので、所要の修正を加えております。

今回、御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

問い合わせ先

住 所：〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省人事教育局人事計画・補任課

電話番号：（代表）03-3268-3111 内線20754

F A X：03-5229-2137

○いただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方

御意見の概要	当省の考え方
現時点の医師国家試験制度及び薬剤師国家試験制度の受験資格から、「幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令」に規定されている医科幹部候補生、歯科幹部候補生又は薬剤科幹部候補生の年齢制限について、24歳からとするのが妥当であると考えます。 理由としては、医師国家試験は医学部卒を前提条件とし6年間の医学部における勉学を必要としているため。また、医師国家試験の予備試験に関しては、現時点では例外試験扱いとなっているため。薬剤師国家試験は上記同様、薬学部における6年の勉学が必要となっているため。20歳という年齢で上記条件を満たすのは理論的に不可能であるため、年齢条件を変更することが望ましいと考えます。	幹部候補者の採用年齢については、学校教育法その他の関係法令に照らして採用が可能となる年齢を下限とし、また、自衛隊に求められる精強性や受験機会の公平性を確保する観点から上限の年齢を設定しているところです。 他方、医科幹部候補生、歯科幹部候補生及び薬剤科幹部候補生（以下、「医科幹部候補生等」という。）については、採用要件としてそれぞれ医師国家試験、歯科医師国家試験、薬剤師国家試験に合格していることを今回の訓令改正において加える予定ですが、医師国家試験等の受験年齢の下限については、その実態は別として、医師法等の関係法令においてその年齢が必ずしも明らかとはならないことから、医科幹部候補生等の採用年齢の下限については当初案のとおりとさせていただきます。